平成２２年（フ）第２１３号
大阪府門真市大字三ツ島90番地の13
債務者　芦田美由紀
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６３号
大阪府大東市三箇２丁目11番20号
債務者　内　　成博
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６７号
大阪市生野区巽東２丁目３番２―702号
債務者　田窪　　修
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０３号
大阪府大東市深野４丁目１番３号　観音路ハイツ202号
債務者　田中喜代美
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７９号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番35―301号
債務者　池　満智子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８６号
大阪府枚方市渚西１丁目５番17―201号
債務者　西村　　勲
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９６号
大阪市西成区玉出西２丁目７番23―1003号
債務者　山本耕一郎
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３７号
大阪市旭区中宮３丁目12番15号
債務者　黒木津由子（旧姓松平）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４５号
大阪市東成区大今里西１丁目24番11号　今里マンション405号
債務者　大澤　京子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６９号
大阪市西淀川区佃３丁目12番６号
債務者　滝　　章夫
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７６号
大阪市城東区東中浜６丁目１番６号
債務者　井上ハルヨ
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８０号
大阪市生野区小路１丁目19番18号
債務者　山根仲湖こと　李　　仲湖
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９８号
大阪市鶴見区今津中１－８―37、住民票上の住所奈良県北葛城郡広陵町大字三吉10番地２
債務者　滝井　浩澄
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０８号
大阪市城東区諏訪３丁目10番５号
債務者　藤村　明子（旧姓中沢）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２７号
大阪市東淀川区菅原２丁目９番34号　上本文化１階
債務者　椎野　弘子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４６号
大阪市此花区酉島１丁目５番１―702号
債務者　山下　幸夫
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５１号
大阪市東淀川区大桐５丁目14番４―302号
債務者　前田千登勢
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９２号
大阪市淀川区東三国４丁目25番23―601号
債務者　川崎なつみ（旧姓岸本）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部